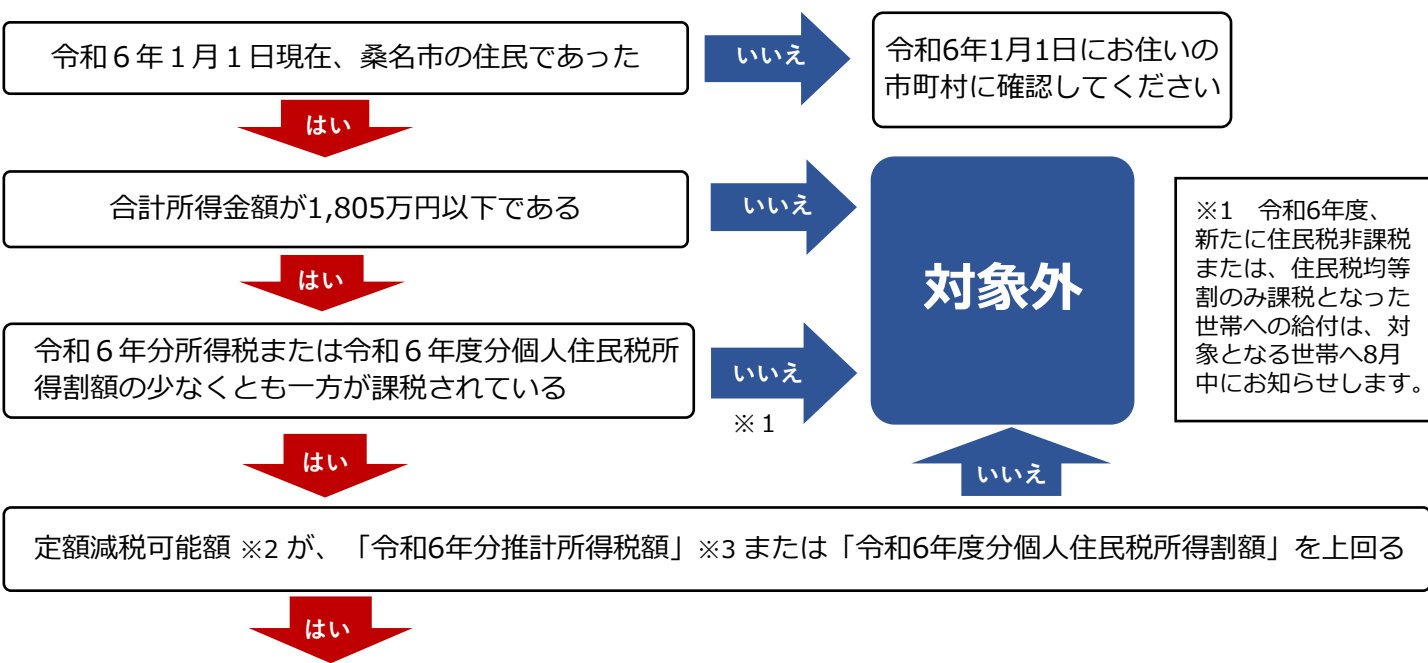


桑名市定額減税補足給付金（調整給付金）のご案内

- 令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円を控除する定額減税が実施されます。定額減税しきれないと見込まれる方につきましては、定額減税補足給付金（調整給付金）を支給することが決定されました。
- **支給対象と見込まれる方には、8月中に確認書を発送します**ので、その**確認書を返送、またはオンライン申請**をしてください。

支給対象者



桑名市定額減税補足給付金（調整給付金）の対象者と見込まれます

※2 定額減税可能額の計算式

- ・ 所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)
- ・ 住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)

※3 事務処理基準日（令和6年6月3日）時点で入手可能な令和6年度個人住民税課税情報（令和5年1月から12月までの所得情報）を基に推計した所得税額です。

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封筒が届きます。
- 封筒が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して同封の返信用封筒にて**返送又はオンラインで手続きしてください**。

【確認事項】

- ※ 受取口座がすでに印字されていて、記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ※ 受取口座に印字がない場合、本人確認の写し、通帳の写し等を同封してください。



提出期限：令和6年10月31日（消印有効）

※オンラインによる申請の場合も、この日までに申請してください。

裏面もご覧ください

調整給付金の支給額

所得税

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

令和6年分所得税額
(推計)

①

所得税分の減税しきれない額

住民税所得割

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

令和6年度住民税額

②

住民税所得割分の減税しきれない額

減税対象人数とは

納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の計
※控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く

給付金額

=

①

+

②

①と②の合計額を1万円単位で
切り上げて給付

例 ① + ② = 32,000円の場合、切り上げて40,000円が給付されます。

①、②の両方が0円の場合は給付されません。

支給日

桑名市が確認書を受理した日から
(オンライン申請を受付した日から)

1か月程度

かかる見込みです。

よくあるご質問

Q.給付の対象かどうか知りたい。

A. 対象者には、8月末までに確認書を郵送します。ご自身が対象と思われるのに確認書が届かない場合は、桑名市役所4階の給付金窓口へお越してください。個人情報の観点から本人確認ができないお電話でのお答えは致しかねます。ご了承ください。

Q.私は、年金受給者で年金所得のみですがどのように定額減税が反映しているのですか。

A. 年金から市県民税・森林環境税が差し引かれる方（年金特別徴収）の場合は、原則として令和6年の10月分の年金特別徴収税額から定額減税が順次行われます。10月分から控除してもなお控除しきれない部分の金額は、12月分以降の税額から順に控除します。
なお、所得税分は、令和6年6月から順次減税されています。

- 給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所

- 定額減税補足給付金（調整給付金）に関することは 桑名市役所 4階 給付金窓口
- 個人住民税の定額減税に関することは 税務課 市民税・管理係

TEL 050-1750-2668 (専用回線) FAX 0594-24-1351

受付時間 平日9:00～17:00 (土日祝を除く)